

○田村市市政だより広告掲載要領

平成 22 年 11 月 1 日告示第 90 号
改正 平成29年1月25日告示第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、田村市広告掲載要綱（平成22年告示第87号。以下「要綱」という。）及び田村市広告掲載基準（平成22年告示第88号。以下「掲載基準」という。）に基づき、田村市市政だより（以下「広報」という。）に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 広報に広告を掲載することができる業種又は事業者及び広告の内容又はデザインの範囲は、要綱第3条及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置、規格等)

第3条 広告を掲載する位置は、広報の表紙、裏表紙を除く市長が指定するページの最下段とする。

2 掲載する広告の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 縦45.5mm×横170mm
- (2) 2号広告 縦45.5mm×横82.5mm

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は発行月号を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ等で公募することとする。

2 募集は、広告を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広報への広告掲載希望者は、田村広報広告掲載申込書（様式第1号）により、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する広告掲載の申し込みがあったときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載希望者に田村市政だより広告決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次の順序により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いもの、次に申込書の到達が早いものを優先するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有するもの
- (2) 前号に掲げる以外のもの

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、市長が指定する仕様に従って広告原稿を作成し、指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 1回につき 20,000円
- (2) 2号広告 1回につき 10,000円

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (5) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (6) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (7) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (8) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (9) その他、広報への広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責に帰すべき理由により第11条の規定に基づき広告掲載の決定を取り消したとき又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したとき又は広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった月数に対応する金額を広告主に返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

田村市市政だより広告掲載申込書

田村市長 様

田村市市政だより広告掲載要領第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

| | | | |
|---------|-------------------------------------------------------------|------------|-----|
| 広告掲載希望者 | 所在地 | | 〒 - |
| | ふりがな 名称 | | |
| | 代表者 ※契約権限 のある方 | 役職名 | |
| | | ふりがな 氏名 | ⑩ |
| | 担当者 | 部署名 | |
| | | ふりがな 氏名 | |
| | 連絡先 | TEL | |
| | | FAX | |
| | | Eメール | |
| | 業 種 | | |
| 掲載希望期間 | 年 月号から 年 月号まで（ か月） | | |
| 掲載希望広告 | <input type="checkbox"/> 1号広告 <input type="checkbox"/> 2号広告 | | |
| 広告の内容 | 広告の原稿案またはイメージ図を添付してください。 | | |
| その他 | 田村市広告掲載要綱、田村市広告掲載基準、田村市市政だより広告掲載要領及び関連規程を遵守します。 | | |

田村市市政だより広告（掲載・不掲載）決定通知書

様

田村市長

年 月 日付けで申込のありました広告については、次のとおり決定しましたので、田村市市政だより広告掲載要領第7条の規定により通知します。

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 決定区分 | <input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 不掲載とする |
| 広告の期間 | 年 月 から 年 月 まで（ 月 ） |
| 広告の内容 | 掲載位置及び規格等（別紙添付資料のとおり） |
| 広告掲載料 | 円 別添納入通知書により納入してください。 |
| 広告原稿提出期限 | 年 月 日 |
| 広告原稿提出場所 | |
| 広告掲載条件 | 田村市広告掲載要綱、田村市広告掲載基準、田村市市政だより広告掲載要領及び関連規程を遵守すること。 |
| その他 | |
| 不掲載とする理由 | |